会 員 殿

(公社) 秋田県トラック協会

「元請の下請けに対する輸送の安全阻害違反に係る運用の取扱いについて」の一部改正について

今般、国土交通省より下記のとおり通知がありましたのでお知らせいたします。 会員の皆様におかれましては、本趣旨をご理解いただき、引き続き安全確保に努められ ますようお願い申し上げます。

秋運輸第1652号秋運整第618号

平成26年 3月31日

公益社団法人秋田県トラック協会会長 殿

東北運輸局秋田運輸支局長

「元請の下請に対する輸送の安全阻害違反に係る運用の取扱いについて」の一部改正について

標記について、東北運輸局自動車交通部長及び自動車技術安全部長から別添通達(平成26年3月27日付け、東自監第431号、東自貨第436号、東自保第168号)がありましたので、貴協会傘下会員あて周知方よろしくお願いします。

東自監第431号 東自貨第436号 東自保第168号 平成26年3月27日

秋田運輸支局長 殿

東北運輸局自動車交通部長

東北運輸局自動車技術安全部長

「元請の下請に対する輸送の安全阻害違反に係る運用の取扱いについて」の 一部改正について

標記について、平成26年3月24日付け国自安第304号、国自貨第144号により、自動車局安全政策課長及び貨物課長から別添のとおり通達があったので、了知されるとともに、貴支局管内の関係事業者に対し周知されたい。





国自安第304号 国自貨第144号 平成26年3月24日

東北運輸局自動車交通部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

「元請の下請に対する輸送の安全阻害違反に係る運用の取扱いについて」の 一部改正について

今般、別添のとおり「自動車運送事業の監査方針について」(平成25年9月17日付け国自安第137号、国自旅第217号、国自貨第55号、国自整第161号。)及び「荷主への勧告について」の細部取扱いについて」(平成26年1月22日付け国自貨第103号。)の制定を踏まえ、「元請の下請に対する輸送の安全阻害違反に係る運用の取扱いについて」(平成15年2月14日付け国自総第463号、国自貨第98号)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適 正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国霊柩自動車協会会長あて別添のとおり通知 したので申し添える。





国自安第304号 国自貨第144号 平成26年3月24日

東北運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

「元請の下請に対する輸送の安全阻害違反に係る運用の取扱いについて」の 一部改正について

今般、別添のとおり「自動車運送事業の監査方針について」(平成25年9月17日付け国自安第137号、国自旅第217号、国自貨第55号、国自整第161号。)及び「荷主への勧告について」の細部取扱いについて」(平成26年1月22日付け国自貨第103号。)の制定を踏まえ、「元請の下請に対する輸送の安全阻害違反に係る運用の取扱いについて」(平成15年2月14日付け国自総第463号、国自貨第98号)の一部を別紙新旧対照表のとおり改正したので、事務処理上、遺漏のないよう取り計らわれたい。

なお、本件については、公益社団法人全日本トラック協会会長、全国貨物自動車運送適 正化事業実施機関本部長及び一般社団法人全国霊柩自動車協会会長あて別添のとおり通知 したので申し添える。



「元請の下請に対する輸送の安全阻害違反に係る運用の取扱いについて」の一部改正について(新旧対照表)

	国自貨第 463号 国自貨第 98号 平成15年 2月14日 一部改正 国自安第 75号 国自貨第 212号 平成20年 3月28日
権	国自総第 463号 国自貨第 98号 平成15年 2月14日 一部改正 国自安第 75号 国自貨第 212号 平成20年 3月28日 一部改正 国自安第 304号 国自貨第 144号

### 自動車交通局総務課長 自動車交通局貨物課長

# 元請の下請に対する輸送の安全阻害違反に係る運用の取扱いについて

鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成14年法律第77号)により、貨物自動車運送事業法第22条の2の規定(元請の下請に対する輸送の安全確保阻害に係る禁止規定)が新設されたところであるが、本規定に関する運用について下記のとおり定めたので、平成15年4月1日以降、管下の貨物自動車利用運送を行う貨物自動車運送事業者及びこれにより実運送を行う貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全確保を阻害する行為に係る監査等については、本取扱いにより適切に実施することとされたい。

### 自動車交通局総務課長 自動車交通局貨物課長

長長

車技術安全部

自動

地方運輸局

名 法

各 地 方 運 輸 局 自 動 車 交 通 部 関東・近畿運輸局自動車監査指導部

自動車監査指導部長

関東・近畿運輸局 各地方運輸局自

地方運輸

自動車交

安全部

車技術 配 運

氰

**や** ま

# 元請の下請に対する輸送の安全阻害違反に係る運用の取扱いについて

・運 鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成14年法律第77号)により、貨物自動車運送事業法第22条の2の規定(元請の下請に対する輸送の安全確保阻害に係る禁止規定)平 が新設されたところであるが、本規定に関する運用について下記のとおり定めたので、平成15年4月1日以降、管下の貨物自動車利用運送を行う貨物自動車運送事業者及びこれる により実運送を行う貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全確保を阻害する行為に係る 監査等については、本取扱いにより適切に実施することとされたい。

## 監査の端緒及び対象

貨物自動車利用運送を行う元請たる貨物自動車運送事業者(以下「元請事業者」とい に対する輸送の安全確保を阻害する行為に係る監査は、<u>「自動車運送事業の監査方針に</u> ついて」(平成25年9月17日付け国自安第137号、国自旅第217号、国自貨第 <u>55号、国自整第161号。</u>以下「監査方針」という。)に示されているところである が、具体的な監査の端緒及び対象は次のとおりとする。 う。)及びこれにより実運送を行う貨物自動車運送事業者(以下「下請事業者」という。)

- 監査方針に定める監査の対象となる下請事業者に対する監査の結果、当該事業者に <u>おける</u>輸送の安全確保を阻害する行為が認められる<u>若しくは疑われる</u>沅請事業者  $\Theta$
- 国自貨第103号。) により様式2-1、様式2-2及び様式2-3による警告書が 元請事業者に対し発出されており、当該警告書が発出された日から3年を超えない日 までに当該警告書に係る違反行為と同様の違反行為が認められた場合における元請事 「「荷主への勧告について」の細部取扱いについて」(平成26年1月22日付け 業者及び下請事業者
- **留**
- 盤 **⊚**| ⊕|

路

- 輸送の安全確保を阻害する行為の認定にあたっては、原則として、事故等に係る下請 事業者及び元請事業者双方の運行管理者等、輸送の安全に対し権限を有する者から<u>当該</u> 事実に相違ない旨の書面を取り付けるものとする。 認定にあたっての留意事項 က
- 副 垩
- (平成26年3月24日付け国自安第304号、国自貨第144号) 改正後の通達は、平成26年4月1日から施行するものとする。 副 銮

## 監査の端緒及び対象

貨物自動車利用運送を行う元請たる貨物自動車運送事業者(以下「元請事業者」とい に対する輸送の安全確保を阻害する行為に係る監査は、「<u>貨物自動車運送事業の監査方</u> 針について」(平成15年2月14日付け国自総第457号、国自貨第92号、国自整 第180号。以下「監査方針」という。)及び「貨物自動車運送事業に係る監査の細部 取扱いについて」(平成15年2月14日付け国自総第458号、国自貨第93号、国 <u>自整第181号)</u>に示されているところであるが、具体的な監査の端緒及び対象は次の う。)及びこれにより実運送を行う貨物自動車運送事業者(以下「下請專業者」という。) とおりとする。

- ① 監査方針に定める特別監査の対象となる事故を引き起こした下請事業者に対する監 査の結果、当該事業者への輸送の安全確保を阻害する行為が認められる元請事業者
  - 監査方針に定める巡回監査の対象となる通報等により行った下請事業者に対する監 査の結果、当該事業者への輸送の安全確保を阻害する行為の関与が認められる元請事
    - 書に係る違反行為と同様の違反行為が認められた場合における元請事業者及び下請事 「「荷主への勧告について」の細部取扱いについて」(平成20年3月28日付け 国自貨第211号)により様式1-2、様式2-2及び様式3-2による協力要請書 <u>が元請專業者に対し発出されており、さらに同期間において既に発出された協力要請</u> **0**
- (空) **@**

業者

- 88
- 222
- 認定にあたっての留意事項

ო

輸送の安全確保を阻害する行為の認定にあたっては、原則として、事故等に係る下請 事業者及び元請事業者双方の運行管理者等、輸送の安全に対し権限を有する者から<u>確認</u> 奮を取り付けるものとする。

盤 銮

国自安第304号の2 国自貨第144号の2 平成26年3月24日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿 一般社団法人全国霊柩自動車協会会長 殿

国 土 交 通 省 自動車局安全政策課長

自動車局貨物課長

「元請の下請に対する輸送の安全阻害違反に係る運用の取扱いについて」の 一部改正について

標記について、今般、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、関東・近畿運輸局自動車監査指導部長、各地方運輸局自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達したので、貴協会(貴機関)においてもその趣旨を了知されるとともに、傘下会員(地方実施機関)に対し周知されたい。

国自総第463号 国自貨第 98号 平成15年2月14日 一部改正 平成20年3月28日 一部改正 平成26年3月24日

東北運輸局自動車交通部長 殿

自動車交通局総務課長 自動車交通局貨物課長

元請の下請に対する輸送の安全阻害違反に係る運用の取扱いについて

鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成14年法律第77号)により、貨物自動車運送事業法第22条の2の規定(元請の下請に対する輸送の安全確保阻害に係る禁止規定)が新設されたところであるが、本規定に関する運用について下記のとおり定めたので、平成15年4月1日以降、管下の貨物自動車利用運送を行う貨物自動車運送事業者及びこれにより実運送を行う貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全確保を阻害する行為に係る監査等については、本取扱いにより適切に実施することとされたい。

記

#### 1 監査の端緒及び対象

貨物自動車利用運送を行う元請たる貨物自動車運送事業者(以下「元請事業者」という。)及びこれにより実運送を行う貨物自動車運送事業者(以下「下請事業者」という。)に対する輸送の安全確保を阻害する行為に係る監査は、「自動車運送事業の監査方針について」(平成25年9月17日付け国自安第137号、国自旅第217号、国自貨第55号、国自整第161号。以下「監査方針」という。)に示されているところであるが、具体的な監査の端緒及び対象は次のとおりとする。

- ① 監査方針に定める監査の対象となる下請事業者に対する監査の結果、当該事業者における輸送の安全確保を阻害する行為が認められる若しくは疑われる元請事業者
- ② 「「荷主への勧告について」の細部取扱いについて」(平成26年1月22日付け国自貨第103号)により様式2-1、様式2-2及び様式2-3による警告書が元請事業者に対し発出されており、当該警告書が発出された日から3年を超えない日までに当該警告書に係る違反行為と同様の違

反行為が認められた場合における元請事業者及び下請事業者

- ③ 道路交通法第58条の5の規定による過積載車両に係る使用者等以外の者への発令が元請事業者になされた場合又は下請事業者の輸送の安全確保違反について、元請事業者が立件された場合における元請事業者及び下請事業者
- ④ その他、下請事業者等からの苦情等の情報により、監査すべきと判断される場合の元請事業者及び下請事業者

#### 2 輸送の安全確保阻害行為の認定の要件

元請事業者の下請事業者に対する輸送の安全確保を阻害する行為の認定に 当たっては、元請事業者の関与が次のいずれかに該当する場合に行うものと する。

- ① 元請事業者の指示が運送契約書又は運送依頼書等で明らかである場合
- ② 下請事業者が、元請事業者との関係において、運行方法、運送経路、出発・配送時間等実質的に元請事業者の指揮下にある場合などや、雇用関係と同視しうる専属的又は従属的関係にある場合
- ③ 元請事業者の指示行為は明らかでないものの、当該元請事業者と取引関係にある複数の下請事業者が同一の違反行為によって、輸送の安全確保に関する命令又は行政処分を受けているような場合

#### 3 認定に当たっての留意事項

輸送の安全確保を阻害する行為の認定に当たっては、原則として、事故等 に係る下請事業者及び元請事業者双方の運行管理者等、輸送の安全に対し権 限を有する者から当該事実に相違ない旨の書面を取り付けることとする。

- 附 則 (平成20年3月28日付け国自安第75号、国自貨第212号) この通達は、平成20年4月1日から施行するものとする。
- 附 則(平成26年3月24日付け国自安第304号、国自貨第144号) この通達は、平成26年4月1日から施行するものとする。

国自総第463号 国自貨第98号 平成15年2月14日 一部改正 平成20年3月28日 一部改正 平成26年3月24日

東北運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車交通局総務課長 自動車交通局貨物課長

元請の下請に対する輸送の安全阻害違反に係る運用の取扱いについて

鉄道事業法等の一部を改正する法律(平成14年法律第77号)により、貨物自動車運送事業法第22条の2の規定(元請の下請に対する輸送の安全確保阻害に係る禁止規定)が新設されたところであるが、本規定に関する運用について下記のとおり定めたので、平成15年4月1日以降、管下の貨物自動車利用運送を行う貨物自動車運送事業者及びこれにより実運送を行う貨物自動車運送事業者に対する輸送の安全確保を阻害する行為に係る監査等については、本取扱いにより適切に実施することとされたい。

記

#### 1 監査の端緒及び対象

貨物自動車利用運送を行う元請たる貨物自動車運送事業者(以下「元請事業者」という。)及びこれにより実運送を行う貨物自動車運送事業者(以下「下請事業者」という。)に対する輸送の安全確保を阻害する行為に係る監査は、「自動車運送事業の監査方針について」(平成25年9月17日付け国自安第137号、国自旅第217号、国自貨第55号、国自整第161号。以下「監査方針」という。)に示されているところであるが、具体的な監査の端緒及び対象は次のとおりとする。

- ① 監査方針に定める監査の対象となる下請事業者に対する監査の結果、当該事業者における輸送の安全確保を阻害する行為が認められる若しくは疑われる元請事業者
- ② 「「荷主への勧告について」の細部取扱いについて」(平成26年1月22日付け国自貨第103号)により様式2-1、様式2-2及び様式2-3による警告書が元請事業者に対し発出されており、当該警告書が発出された日から3年を超えない日までに当該警告書に係る違反行為と同様の違

反行為が認められた場合における元請事業者及び下請事業者

- ③ 道路交通法第58条の5の規定による過積載車両に係る使用者等以外の者への発令が元請事業者になされた場合又は下請事業者の輸送の安全確保違反について、元請事業者が立件された場合における元請事業者及び下請事業者
- ④ その他、下請事業者等からの苦情等の情報により、監査すべきと判断される場合の元請事業者及び下請事業者

#### 2 輸送の安全確保阻害行為の認定の要件

元請事業者の下請事業者に対する輸送の安全確保を阻害する行為の認定に 当たっては、元請事業者の関与が次のいずれかに該当する場合に行うものと する。

- ① 元請事業者の指示が運送契約書又は運送依頼書等で明らかである場合
- ② 下請事業者が、元請事業者との関係において、運行方法、運送経路、出発・配送時間等実質的に元請事業者の指揮下にある場合などや、雇用関係と同視しうる専属的又は従属的関係にある場合
- ③ 元請事業者の指示行為は明らかでないものの、当該元請事業者と取引関係にある複数の下請事業者が同一の違反行為によって、輸送の安全確保に関する命令又は行政処分を受けているような場合

#### 3 認定に当たっての留意事項

輸送の安全確保を阻害する行為の認定に当たっては、原則として、事故等 に係る下請事業者及び元請事業者双方の運行管理者等、輸送の安全に対し権 限を有する者から当該事実に相違ない旨の書面を取り付けることとする。

- 附 則(平成20年3月28日付け国自安第75号、国自貨第212号) この通達は、平成20年4月1日から施行するものとする。
- 附 則(平成26年3月24日付け国自安第304号、国自貨第144号) この通達は、平成26年4月1日から施行するものとする。